

平成31年3月

平成30年における
生活経済事犯の検挙状況等について

警察庁生活安全局
生活経済対策管理官

凡例

本書における用語の意義については、次のとおりである。

- 1 生活経済事犯……………警察庁生活安全局生活経済対策管理官においてその取締りをつかさどる事犯をいう。生活経済事犯の類型は別表のとおりである。
- 2 利殖勧誘事犯……………出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）違反（預り金の禁止等）、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯をいう。捜査の結果、詐欺に当たるものも含まれる。顧客に販売する名目にされた商材に着目すると、次のように類型できる。
 - (1) 未公開株に関連した事犯……………未公開株を商材とした事犯をいう。
 - (2) 公社債に関連した事犯……………公社債を商材とした事犯をいう。
 - (3) 集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯……………出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とした事犯をいう。
 - (4) デリバティブ取引に関連した事犯……………商品先物取引、商品先物オプション取引、FX、CO₂排出権取引等、将来変動する価格に対する取引を商材とした事犯をいう。
 - (5) 外国通貨に関連した事犯……………一般に両替・売却が困難な外国通貨を商材とした事犯をいう（FXを除く）。
 - (6) 上記以外の預り金に関連した事犯……………勧誘時に「元本保証」を謳ったことにより、出資法第2条にいう預り金（業として、不特定多数の者から元本を保証して金銭を受け入れる行為）に該当する事犯で、商材が未公開株、公社債、集団投資スキーム（ファンド）、デリバティブ取引及び外国通貨に該当しないものをいう。勧誘時に「元本保証」を謳ってはいるものの、投資の名目とされる商材が明確ではない場合も含む。
- 3 特定商取引等事犯……………訪問販売、電話勧誘販売等で不実を告知するなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯をいう。次のとおり取引の種別で類型できる。
 - (1) 訪問販売事犯……………特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に係る各種事犯をいう。
 - (2) 通信販売事犯……………特定商取引法第2条第2項に規定する通信販売に係る各種事犯をいう。
 - (3) 電話勧誘販売事犯……………特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に係る各種事犯をいう。
 - (4) 連鎖販売取引事犯……………特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）に係る各種事犯をいう。

- (5) 特定継続的役務提供事犯……特定商取引法第 41 条に規定する特定継続的役務提供に係る各種事犯をいう。
 - (6) 業務提供誘引販売取引事犯……特定商取引法第 51 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法、モニター商法）に係る各種事犯をいう。
 - (7) 訪問購入事犯……特定商取引法第 58 条の 4 に規定する訪問購入に係る各種事犯をいう。
- 4 ヤミ金融事犯……無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯をいう。
- (1) 無登録・高金利事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（高金利等）をいう。
 - (2) ヤミ金融関連事犯……ヤミ金融事犯のうち、貸金業に関連した犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反等に係る事犯をいう。
- 5 環境事犯……廃棄物事犯、動物・鳥獣関係事犯等をいう。
- (1) 廃棄物事犯……廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）違反に係る事犯をいう。
 - (2) 動物・鳥獣関係事犯……動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）違反等に係る事犯をいう。
 - (3) 動物虐待事犯……動物愛護管理法第 44 条違反に係る事犯をいう。
- 6 保健衛生事犯……薬事関係事犯、医事関係事犯及び公衆衛生関係事犯をいう。
- (1) 薬事関係事犯……医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）違反、薬剤師法違反等に係る事犯をいう。
 - (2) 医事関係事犯……医師法違反、歯科医師法違反等に係る事犯をいう。
 - (3) 公衆衛生関係事犯……食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等に係る事犯をいう。
- 7 知的財産権侵害事犯……商標権侵害事犯、著作権侵害事犯、営業秘密侵害事犯及びその他の知的財産権を侵害する事犯をいう。
- (1) 商標権侵害事犯……偽ブランド事犯等の商標法違反に係る事犯をいう。
 - (2) 著作権侵害事犯……海賊版事犯等の著作権法違反に係る事犯をいう。
 - (3) 営業秘密侵害事犯……不正競争防止法第 21 条第 1 項及び第 3 項に該当する事犯をいう。
- 8 食の安全に係る事犯……食品衛生法違反等の食品衛生関係事犯、不正競争防止法違反（誤認惹起行為）等の食品の産地等偽装表示事犯をいう。食品衛生関係事犯は保健衛生事犯に、食品の産地等偽装表示事犯は知的財産権侵害事犯に含まれる。

注 図表中の割合は、小数点第2位以下を四捨五入しているため総計が必ずしも100.0にならない場合がある。

別 表

【消費者取引の安全・安心を阻害する事犯】

—	利 殖 勧 誘 事 犯	——	出資法違反(預り金の禁止等)、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯
—	特 定 商 取 引 等 事 犯	——	特定商取引法違反、特定商取引に関連した詐欺・恐喝等に係る事犯
—	訪 問 販 売 事 犯		
—	通 信 販 売 事 犯		
—	電 話 勧 誘 販 売 事 犯		
—	連 鎖 販 売 取 引 事 犯		
—	特 定 継 続 的 役 務 提 供 事 犯		
—	業 務 提 供 誘 引 販 売 取 引 事 犯		
—	訪 問 購 入 事 犯		
—	ヤ ミ 金 融 事 犯		
—	無 登 録 ・ 高 金 利 事 犯	——	貸金業法違反(無登録営業)、出資法違反(高金利等)に係る事犯
—	ヤ ミ 金 融 関 連 事 犯	——	貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯

【国民の健康や環境に対する事犯】

—	環 境 事 犯		
—	廃 棄 物 事 犯	——	廃棄物処理法違反に係る事犯
—	動 物 ・ 鳥 獣 関 係 事 犯	——	鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等に係る事犯
—	そ の 他 の 環 境 事 犯	——	森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等に係る事犯
—	保 健 衛 生 事 犯		
—	薬 事 関 係 事 犯	——	医薬品医療機器等法違反(指定薬物事犯を除く。)、毒劇法違反(シンナー事犯を除く。)、薬剤師法違反等に係る事犯
—	医 事 関 係 事 犯	——	医師法違反、歯科医師法違反、歯科衛生士法違反、歯科技工士法違反、医療法違反、獣医師法違反等に係る事犯
—	公 衆 衛 生 関 係 事 犯	——	食品衛生法違反、狂犬病予防法違反、美容師法違反、旅館業法違反、と畜場法違反、家畜伝染病予防法違反、下水道法違反等に係る事犯

【知的財産権侵害事犯】

—	商 標 権 侵 害 事 犯	——	商標法違反に係る事犯
—	著 作 権 侵 害 事 犯	——	著作権法違反に係る事犯
—	営 業 秘 密 侵 害 事 犯	——	不正競争防止法第21条第1項及び第3項に該当する事犯
—	そ の 他 の 知 的 財 産 権 侵 害 事 犯	——	不正競争防止法違反(営業秘密侵害事犯に該当するものを除く。)、特許法違反、意匠法違反、工業標準化法違反等に係る事犯

目次

第1	概要	
1	検挙状況	1
2	相談受理状況	2
第2	消費者取引の安全・安心を阻害する事犯	
1	利殖勧誘事犯	3
2	特定商取引等事犯	6
3	ヤミ金融事犯	9
第3	国民の健康や環境に対する事犯	
1	環境事犯	12
2	保健衛生事犯	15
3	食の安全に係る事犯	16
第4	知的財産権侵害事犯	
1	商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯	17
2	営業秘密侵害事犯	20
第5	その他の事犯	22
第6	犯行助長サービス対策	
1	預貯金口座	23
2	携帯電話	23

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯	24
(2) 特定商取引等事犯	25
(3) ヤミ金融事犯	26
(4) 環境事犯	27
(5) 保健衛生事犯	28
(6) 食の安全に係る事犯	29
(7) 知的財産権侵害事犯	30
(8) その他の事犯	32
(9) 犯行助長サービス対策	33

2 相談及び着手の状況の調査結果

(1) 相談の状況	34
(2) 早期着手の状況	38

第1 概要

1 検挙状況

平成30年における生活経済事犯の検挙事件数は9,281事件と、前年より205事件(2.3%)増加し、検挙人員は1万1,240人と、前年より218人(2.0%)増加した。

図表1 生活経済事犯の検挙状況(平成29年及び30年)

事 犯	平29		平30	
	検挙事件数	検挙人員	検挙事件数	検挙人員
利殖勧誘事犯	43事件	115人	41事件	123人
特定商取引等事犯	164事件	274人	120事件	227人
訪問販売事犯	147事件	236人	104事件	168人
通信販売事犯	1事件	3人	1事件	4人
電話勧誘販売事犯	3事件	16人	3事件	32人
連鎖販売取引事犯	2事件	4人	0事件	0人
特定継続的役務提供事犯	3事件	3人	5事件	8人
業務提供誘引販売取引事犯	1事件	1人	0事件	0人
訪問購入事犯	7事件	11人	7事件	15人
ヤミ金融事犯	743事件	881人	718事件	814人
無登録・高金利事犯	135事件	236人	130事件	207人
ヤミ金融関連事犯	608事件	645人	588事件	607人
環境事犯	5,889事件	6,998人	6,308事件	7,327人
廃棄物事犯	5,109事件	6,055人	5,493事件	6,361人
動物・鳥獣関係事犯	615事件	726人	667事件	795人
鳥獣保護関係事犯	351事件	452人	384事件	498人
象牙取引に関する事犯	8事件	54人	14事件	24人
動物虐待事犯	68事件	76人	84事件	94人
その他環境事犯	165事件	217人	148事件	171人
保健衛生事犯	366事件	474人	345事件	448人
薬事関係事犯	66事件	92人	68事件	123人
医事関係事犯	55事件	107人	31事件	51人
公衆衛生関係事犯	245事件	275人	246事件	274人
食の安全に係る事犯	26事件	38人	26事件	51人
知的財産権侵害事犯	515事件	658人	514事件	626人
商標権侵害事犯	302事件	375人	309事件	364人
著作権侵害事犯	172事件	207人	169事件	205人
営業秘密侵害事犯	18事件	25人	18事件	23人
その他の知的財産権侵害事犯	23事件	51人	18事件	34人
その他の事犯	1,356事件	1,622人	1,235事件	1,675人
合計	9,076事件	11,022人	9,281事件	11,240人

注 同一の被疑者で関連の余罪がある場合でも、1つの事件として計上している。

2 相談受理状況

利殖勧誘事犯、特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯及び営業秘密侵害事犯の相談受理件数は図表2のとおりであった。

図表2 生活経済事犯に関する相談受理状況（平成29年及び30年）

事 犯	平29	平30
利殖勧誘事犯	1,314	1,330
特定商取引等事犯	5,466	6,511
ヤミ金融事犯	10,109	7,772
営業秘密侵害事犯	72	47

第2 消費者取引の安全・安心を阻害する事犯

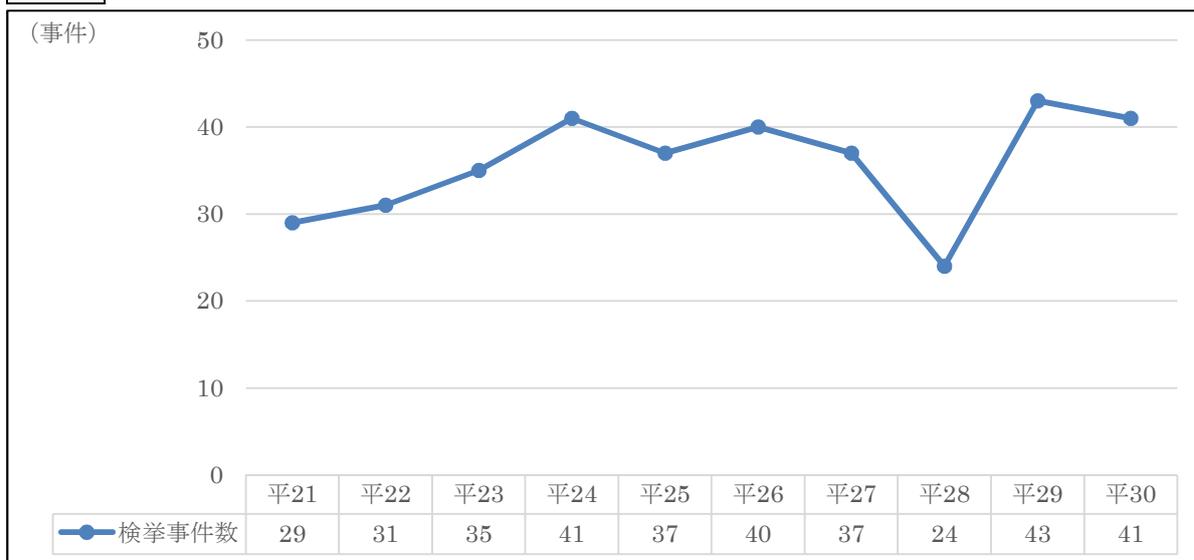
1 利殖勧誘事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

利殖勧誘事犯の検挙事件数は過去10年おおむね20事件から40事件で推移していたところ、平成30年は41事件を検挙した。

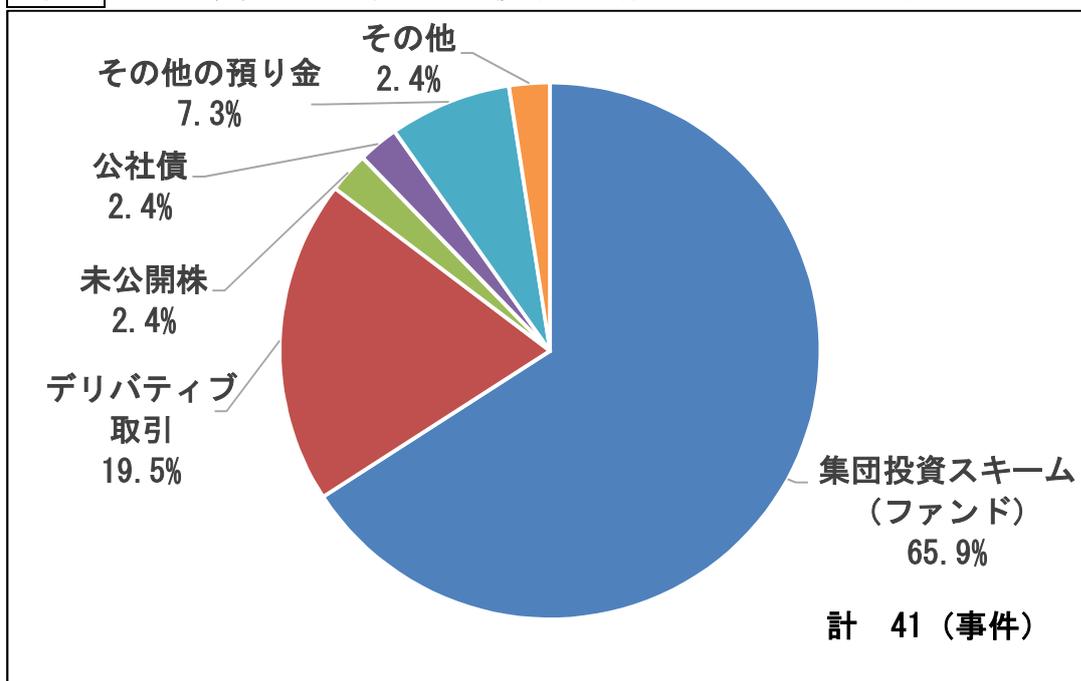
図表3 過去10年間における利殖勧誘事犯の検挙事件数の推移



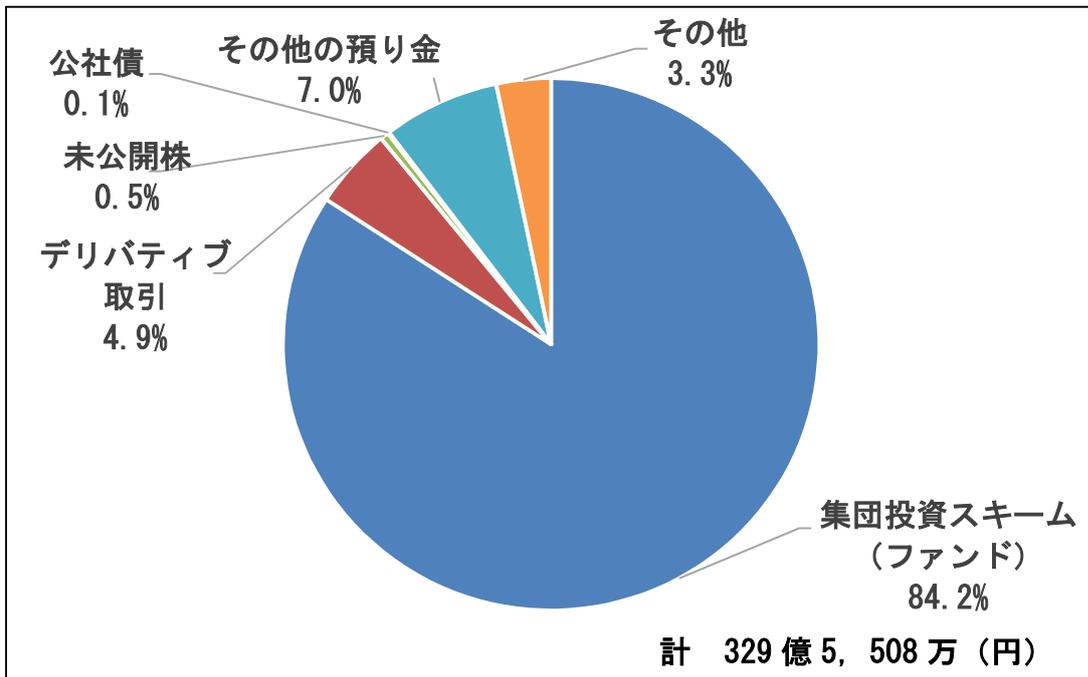
イ 類型別検挙状況

類型別にみると、集団投資スキーム（ファンド）に関連した事犯の検挙事件数（27事件（65.9%））及び被害額（約277億円（84.2%））がいずれも最多であった。

図表4 利殖勧誘事犯の類型別の検挙事件数の割合（平成30年）



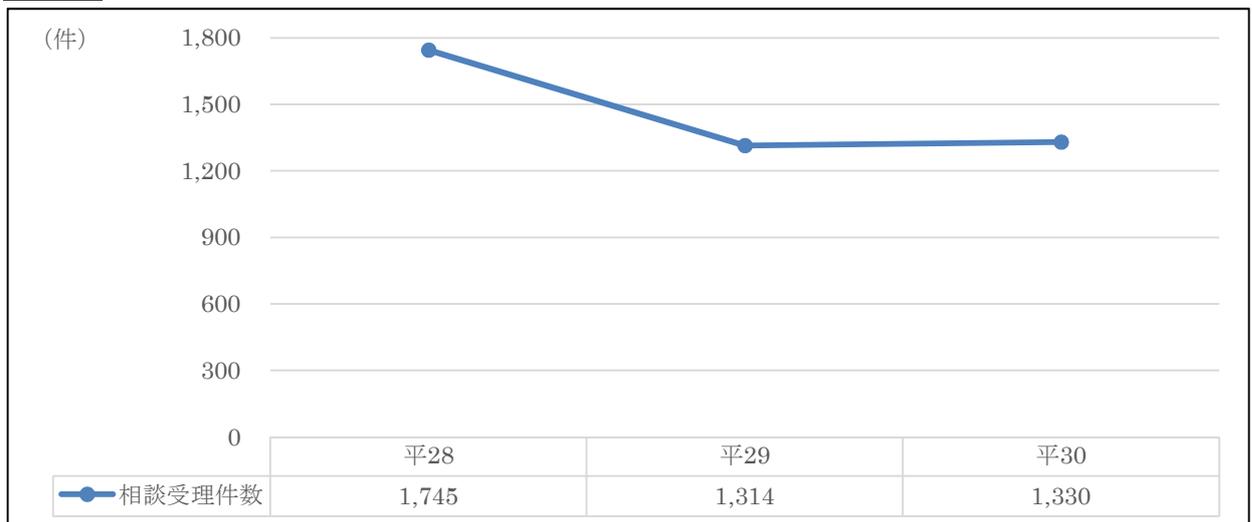
図表5 利殖勧誘事犯の類型別の被害額の割合（平成30年）



（2）相談受理件数の推移

利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移は、図表6のとおりであった。

図表6 利殖勧誘事犯に関する相談受理件数の推移



(3) 検挙事例

1 株式会社の元実質的経営者らによる詐欺事件

株式会社の元実質的経営者(51)らは、過去に行っていた収納コンテナの所有権販売事業が破たんするや、同事業の顧客らに、それまでの投資金を取り戻すことができるなどと持ちかけ、平成25年11月から26年9月までの間、「コンテナ所有権を買い取るためには記念メダルを購入する必要がある。メダルはいずれ同額で買い戻す」などのうそを告げて、記念メダルの購入代金名目で、39都府県の延べ約660人から約10億8,700万円をだまし取った。

30年3月までに、9人を詐欺罪で検挙した(警視庁)。

2 会社役員によるファンド出資名下の詐欺等事件

会社役員(55)は、平成22年3月から28年8月までの間、匿名組合契約による出資名目で現金をだまし取ろうと考え、出資金を外国為替証拠金取引等の事業により運用し、その収益を出資者に配当する意思がないのに、「出資金を日本や海外の事業に投資して運用している。月2%の配当を出す」などのうそを告げて、16都府県の約200人から約37億円をだまし取るなどした。

30年4月までに、1法人1人を詐欺罪等で検挙した(岐阜)。

3 会社役員らによるCO2排出権取引名下の詐欺等事件

会社役員(45)らは、平成28年10月から29年12月までの間、CO2排出権取引の保証金名目で金銭をだまし取ろうと考え、CO2排出権の差金決済取引により、顧客に敢えて損をさせるなどして、利益金や精算時の保証金を支払わない意図であるのに、「今、値段が上がっているところで、ちょうど時期が良い。必ずもうかる」などのうそを告げて、15都府県の約100人から約2億8,600万円をだまし取るなどした。

30年8月までに、2法人16人を詐欺罪等で検挙した(大阪)。

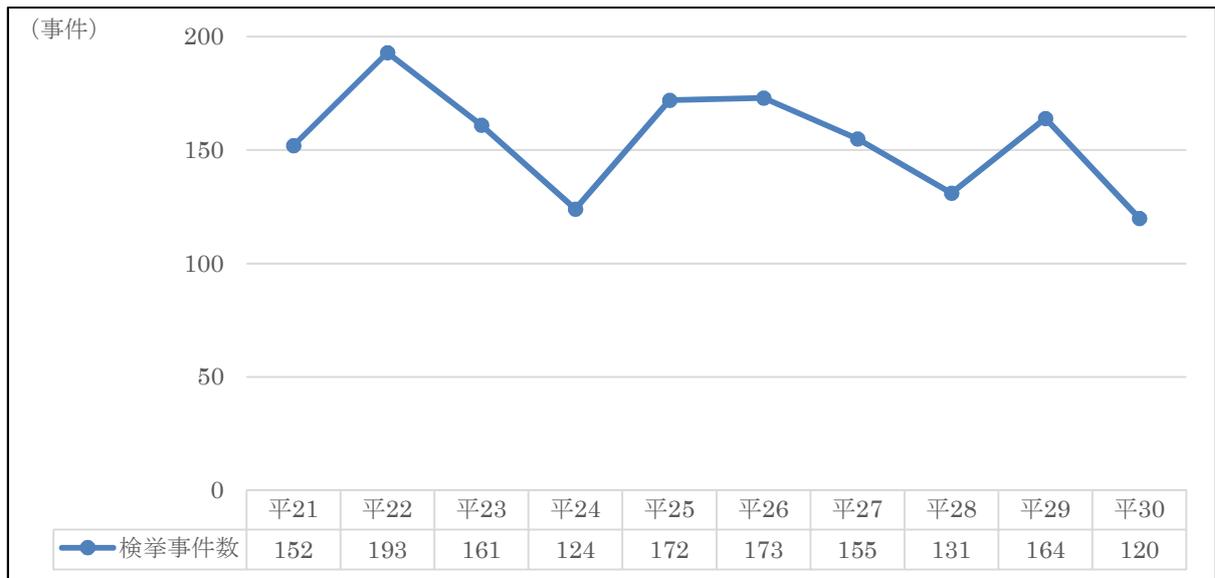
2 特定商取引等事犯

(1) 検挙状況

ア 検挙状況の推移

特定商取引等事犯の検挙事件数はおおむね 120 事件から 200 事件で推移していたところ、平成 30 年は 120 事件を検挙した。

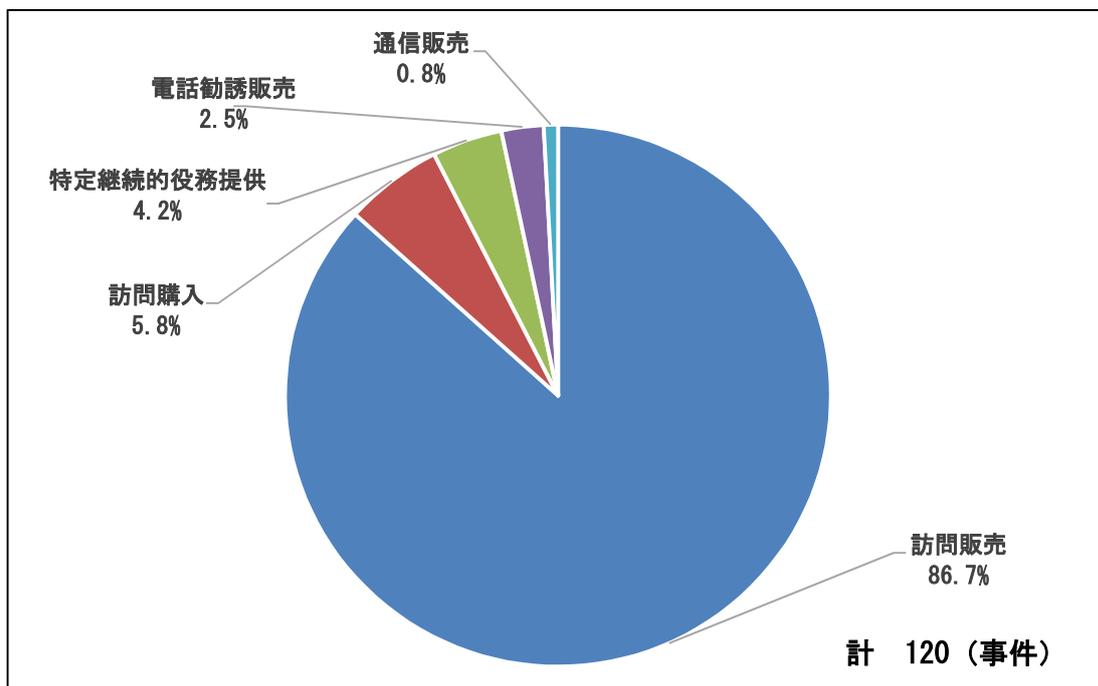
図表 7 過去 10 年間に於ける特定商取引等事犯の検挙事件数の推移



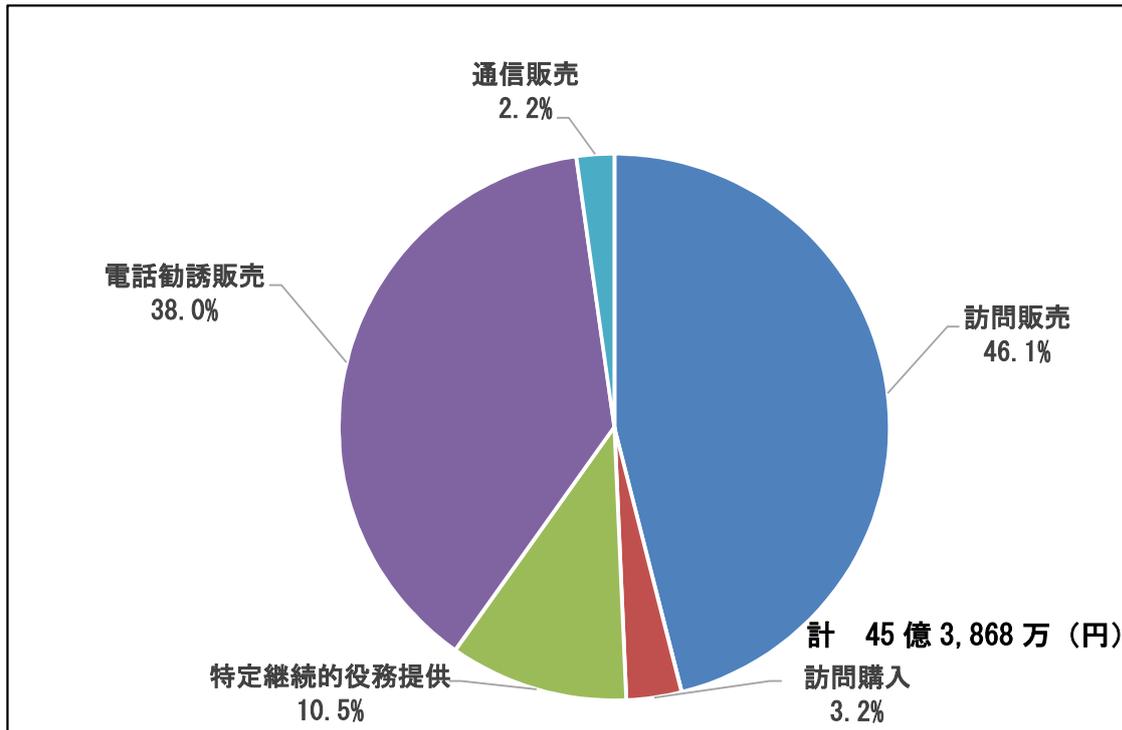
イ 類型別検挙状況

類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙事件数（104 事件（86.7%））及び被害額（約 21 億円（46.1%））がいずれも最多であった。

図表 8 特定商取引等事犯の類型別の検挙事件数の割合（平成 30 年）



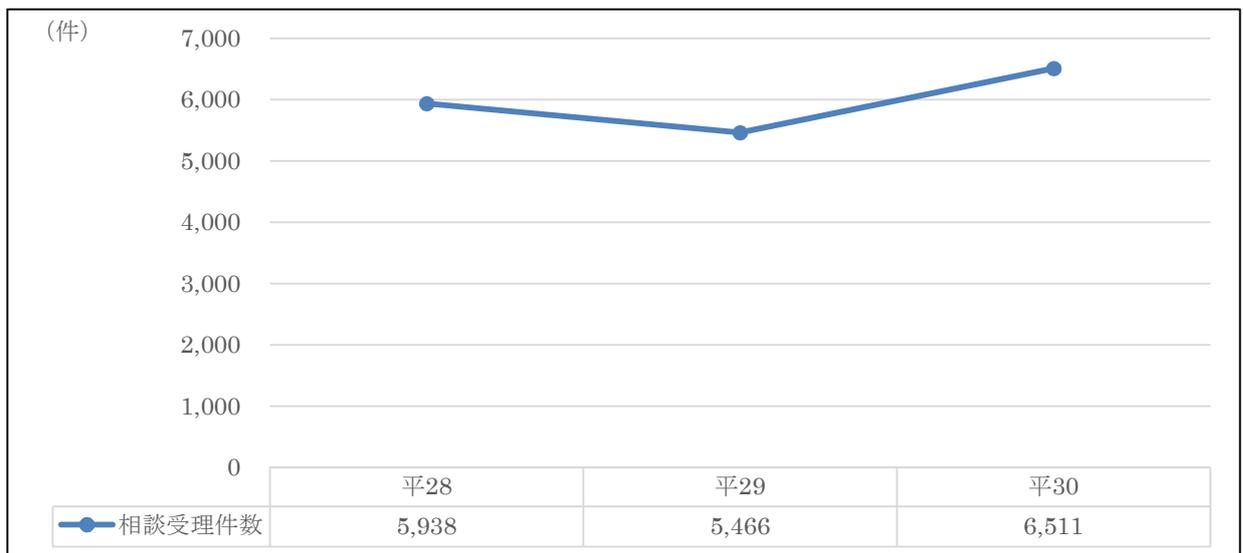
図表9 特定商取引等事犯の類型別の被害額の割合（平成30年）



(2) 相談受案件数の推移

特定商取引等事犯に関する相談受案件数の推移は、図表10のとおりであった。

図表10 特定商取引等事犯に関する相談受案件数の推移



(3) 検挙事例

1	会社役員らによる靈感商法に係る詐欺等事件
----------	-----------------------------

会社役員(37)らは、平成29年5月から30年6月までの間、開運ブレスレットの販売広告を通信販売雑誌に同封するなどして、同ブレスレットの購入者を募り、これを購入した客に対し、電話で、「加持祈禱をやれば水子を供養することができる」「水子を成仏させるためには、地蔵が必要である」などのうそを告げて、加持祈禱や地蔵建立等の名目で金銭を送付させるなどし、全国の延べ約3,800人から約2億5,600万円をだまし取るなどした。

30年12月までに、12人を詐欺罪等で検挙した(岩手)。

2	エステサロンの元実質的経営者らによるエステ契約に係る詐欺事件
----------	---------------------------------------

エステサロンの元実質的経営者(45)らは、平成25年7月から29年5月までの間、20歳代の女性を中心にSNSで飲食店等に誘い出し、エステサービスの役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「無料でエステを受けることができる。エステ代金のローン契約をしてもらうが、返済は全額こちらがする」などのうそを告げて、7都県の延べ約270人と約4億3,000万円の役務提供契約を締結を締結し、顧客に消費者金融等でカードローン契約をさせた上、顧客からローンカードをだまし取った。

30年5月までに、4人を詐欺罪で検挙した(警視庁)。

3	暴力団組長らによる高齢者を対象にした健康食品の送り付け商法に係る詐欺等事件
----------	--

住吉会傘下組織組長(51)らは、平成26年7月から29年7月までの間、高齢者を対象に、実際は健康食品の注文を受けていないのに、電話で、「注文を受けていた商品ができあがりしましたので送ります」などのうそを告げて、健康食品を代金引換で送り付け、健康食品購入代金名目で、全国の延べ約1万7,000人から約4億8,000万円をだまし取るなどした。

30年8月までに、24人を詐欺罪等で検挙した(埼玉、千葉)。

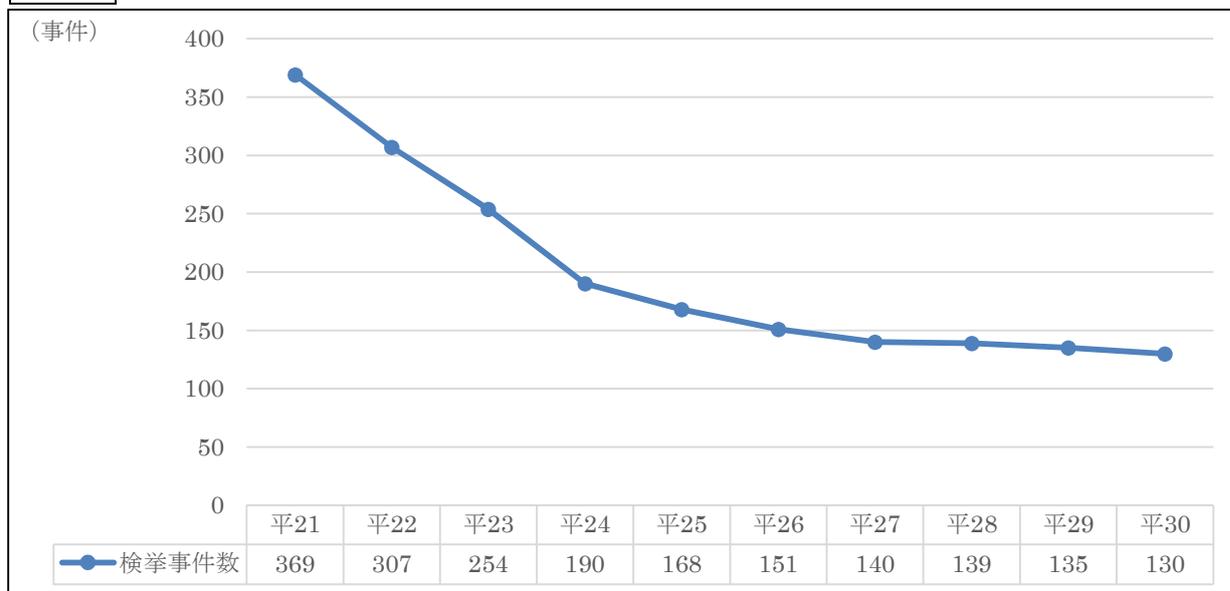
3 ヤミ金融事犯

(1) 検挙状況

ア 無登録・高金利事犯

ヤミ金融事犯のうち、無登録・高金利事犯の検挙事件数は減少傾向にある。

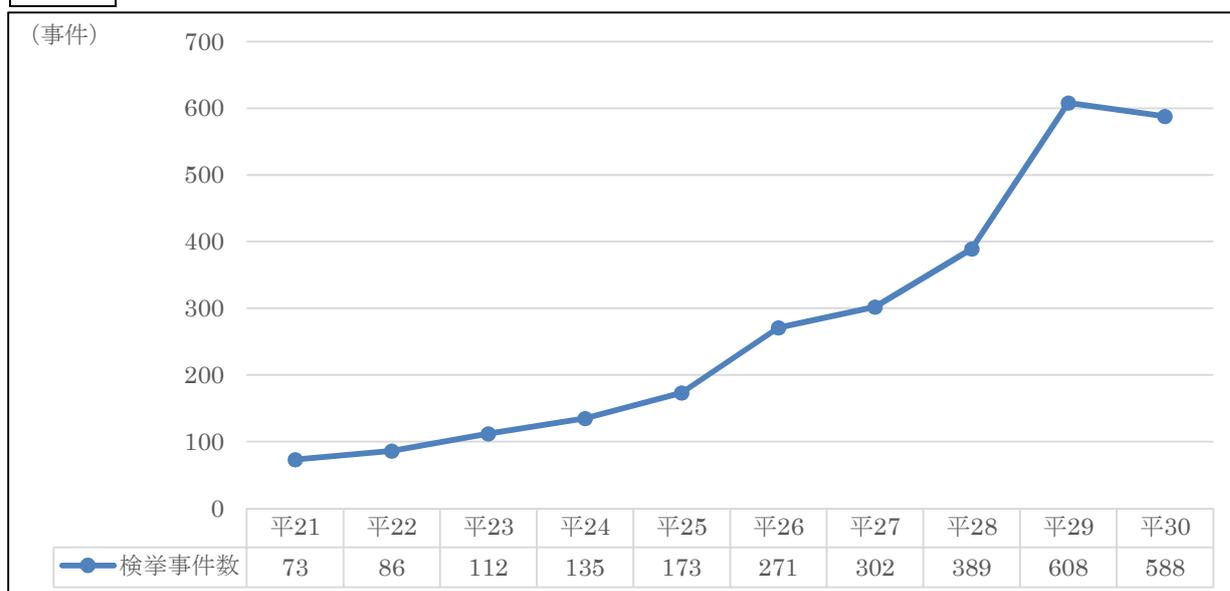
図表 11 過去 10 年間における無登録・高金利事犯の検挙事件数の推移



イ ヤミ金融関連事犯

ヤミ金融事犯のうち、預貯金口座、携帯電話の不正取得等のヤミ金融を助長するものであるヤミ金融関連事犯の検挙事件数は増加傾向にあるが、平成 30 年は前年からわずかに減少した。

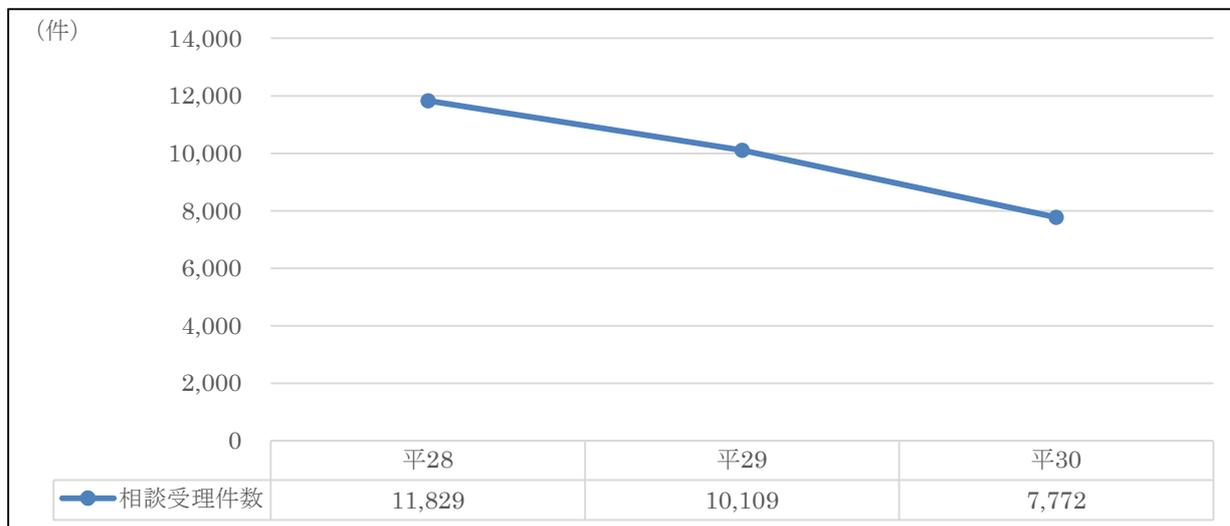
図表 12 過去 10 年間におけるヤミ金融関連事犯の検挙事件数の推移



(2) 相談受理件数の推移

ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の推移は、図表 13 のとおりであった。

図表 13 ヤミ金融事犯に関する相談受理件数の推移



(3) 検挙事例

1 宗教法人らによる寄付金等を仮装した出資法違反等事件

宗教法人の代表役員(77)らは、平成 23 年 7 月から 29 年 10 月までの間、電話やファックスで勧誘する方法で顧客を募り、融資を申し込んできた顧客約 500 人に対し、寄付金や物品売買を装い、法定利息の約 8 倍から約 18 倍で金銭を貸し付け、元利金合計約 18 億 4,200 万円を受領するなどした。

30 年 2 月までに、3 法人 8 人を出資法違反（超高金利）等で検挙した（兵庫、新潟、佐賀）。

2 年金受給者等を対象とした出資法違反等事件

無登録貸金業者(39)らは、平成 23 年 1 月頃から 29 年 7 月までの間、チラシのポスティングにより顧客を募り、融資を申し込んできた年金受給者等顧客約 1,140 人に対し、法定利息の約 23 倍から約 145 倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座に振込送金を受ける方法等により、元利金合計約 10 億 1,800 万円を受領するなどした。

29 年 11 月に、4 人を出資法違反（超高金利）等で検挙した。

また、押収した現金について組織的犯罪処罰法に基づく起訴前の没収保全請求を行い、その剥奪を図った（警視庁）。

3	カーリースを仮装した出資法違反等事件
----------	---------------------------

無登録貸金業者(66)らは、平成19年4月頃から28年11月頃までの間、電柱等にカーリースに係る広告物を掲示して顧客を募り、融資を申し込んできた顧客約600人に対し、自動車の買取金又はリース料名目で、法定利息の約9倍から約16倍で金銭を貸し付け、元利金合計約1億7,000万円を受領するなどした。

30年3月までに、3人を出資法違反(超高金利)等で検挙した(福岡)。

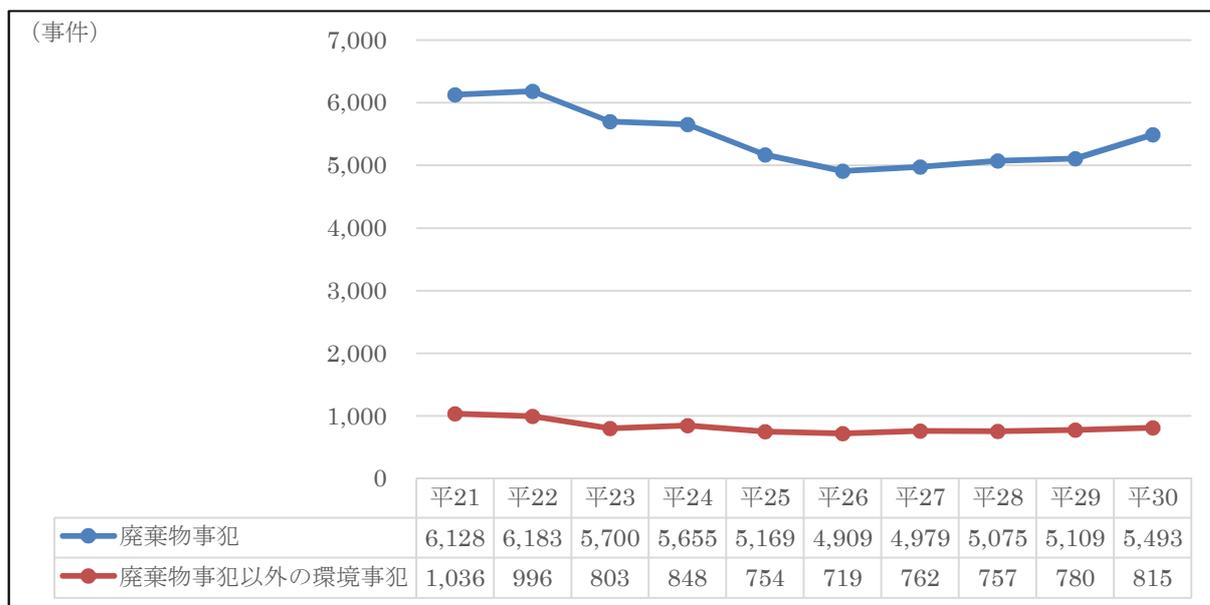
第3 国民の健康や環境に対する事犯

1 環境事犯

(1) 検挙状況

環境事犯の検挙事件数の推移は、図表14のとおりであった。

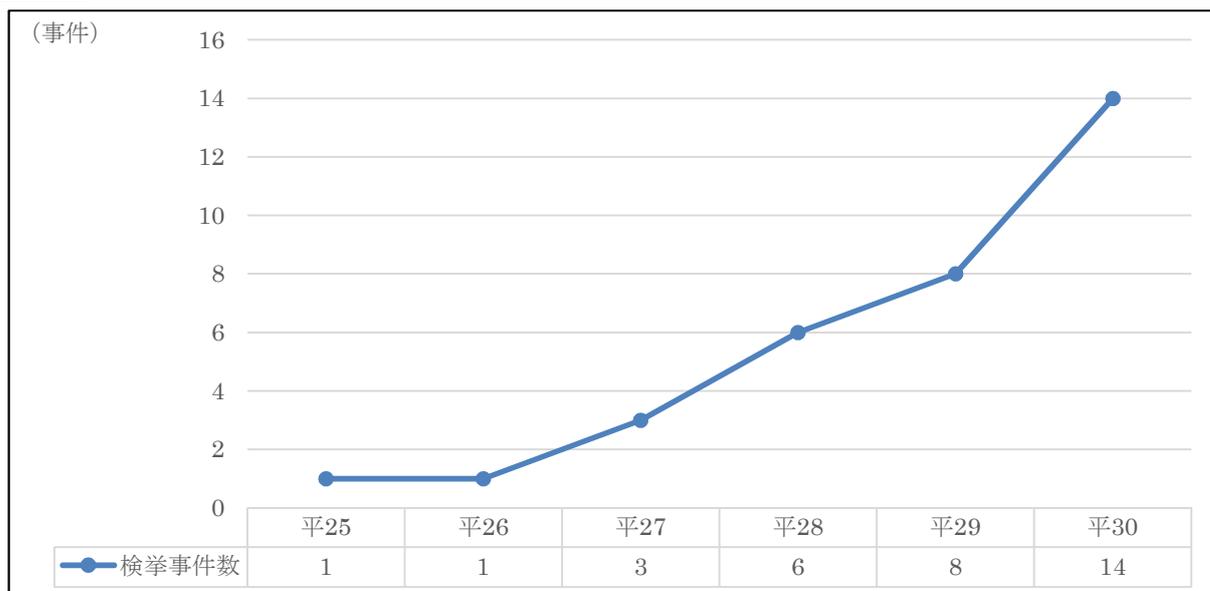
図表14 過去10年間における環境事犯の検挙事件数の推移



(2) 象牙取引に係る事犯

象牙取引に係る事犯については14事件を検挙し、増加傾向にある。

図表15 象牙取引に係る事犯の検挙事件数の推移

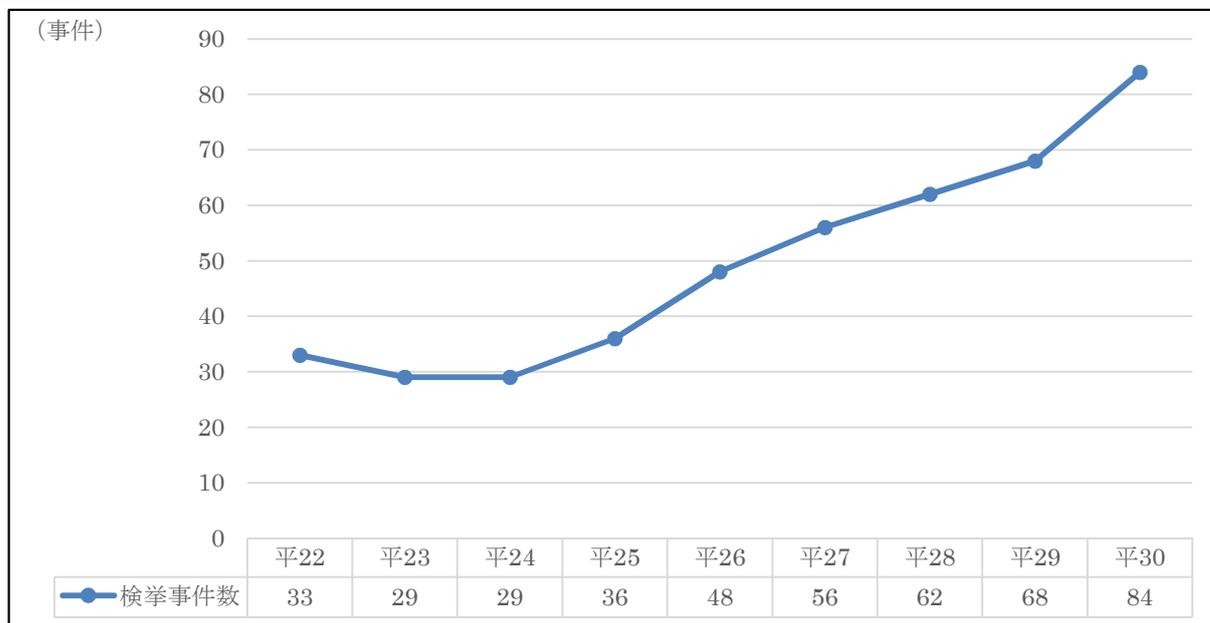


注 平成25年には種の保存法違反（1事件）、26年には種の保存法違反（1事件）、27年には種の保存法違反（3事件）、28年には種の保存法違反（6事件）、29年には種の保存法違反（7事件）及び関税法違反（1事件）、30年には種の保存法違反（14事件）を計上している。

(3) 動物虐待事犯

動物虐待事犯については 84 事件を検挙し、増加傾向にある。

図表 16 動物虐待事犯の検挙事件数の推移



(4) 検挙事例

1 会社員らによる廃棄物処理法違反事件

会社員(45)らは、平成 29 年 6 月頃、複合レジュー施設跡地の造成工事に伴い排出された産業廃棄物であるアスファルト破片等約 1,300 トンを同跡地内にあった窪地の中に埋め立て投棄した。

30 年 7 月までに、2 法人 6 名を廃棄物処理法違反(不法投棄)で検挙した(宮城)。

2 陶磁器原料製造販売業者らによる廃棄物処理法違反等事件

会社役員(66)らは、平成 25 年 12 月頃から 29 年 7 月頃までの間、陶磁器原料の製造に伴い発生した産業廃棄物である不純物混合シリカの汚泥等約 559 トンを同社敷地内に埋め立て投棄するなどした。

30 年 11 月までに、1 法人 6 名を廃棄物処理法違反(不法投棄)等で検挙した(岐阜)。

3 養豚場経営者らによる水質汚濁防止法違反事件

養豚場経営者(53)らは、平成29年11月頃から30年2月頃までの間、法定の特定施設である畜産農業の用に供する豚房施設を設置した養豚場の排水口において、法定の排出基準を超えるアンモニア等を含む排出水を公共用水域である準用河川に排出した。

30年7月までに、1法人2名を水質汚濁防止法違反（排出水の排出の制限）で検挙した（福岡）。

4 外国人船員らによる象牙に係る関税法違反事件

外国人船員(31)らは、象牙を不正に輸出しようと考え、平成29年11月、東京都内の象牙製品の製造販売業者から象牙約7.5キログラムを購入し、税関長の許可を受けずに輸出しようとした。

30年1月までに、3名を関税法違反（無許可輸出未遂等）で検挙した（警視庁）。

5 アルバイトによる飼い犬に係る動物愛護管理法違反等事件

アルバイト(68)は、平成30年1月頃から2月までの間、飼い犬2頭を犬の排泄物が堆積するなど不衛生な環境の建物に閉じ込めた上、給餌及び給水を怠るなどして虐待するなどした。

30年4月に、同人を動物愛護管理法違反（愛護動物の虐待）等で検挙した（岐阜）。

2 保健衛生事犯

(1) 検挙状況

保健衛生事犯の検挙事件数の推移は、図表 17 のとおりであった。

図表 17 最近 5 年間における保健衛生事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

1 無資格者らによる柔道整復師法違反等事件

接骨院経営者(37)らは、平成 28 年 11 月頃、医師でなく、かつ、柔道整復師免許を受けていないのに、柔道整復の施術をなし、柔道整復業を営んだ。また、同年 10 月から 29 年 7 月までの間、柔道整復の施術を行った事実がないのに、あたかも正規の柔道整復師が施術を行ったかのように装い、保険金等をだまし取ろうと企て、柔道整復師の名義を借り、虚偽の施術証明書を作成し保険会社に請求して保険金をだまし取るなどした。

30 年 2 月までに、4 人を柔道整復師法違反（業務の禁止）及び詐欺罪等で検挙した（徳島）。

2 組織的な模造医薬品の密売に係る医薬品医療機器等法違反等事件

自称輸出販売業者(44)らは、平成 30 年 1 月から 2 月までの間、勃起不全治療薬を模造し、医薬品を含有し、かつ、登録商標と類似する商標を付した錠剤約 3 万錠を販売の目的で貯蔵し、販売するなどした。

また、同年 1 月頃、中国から、商標権を侵害する錠剤約 7 万錠を輸入しようとした。

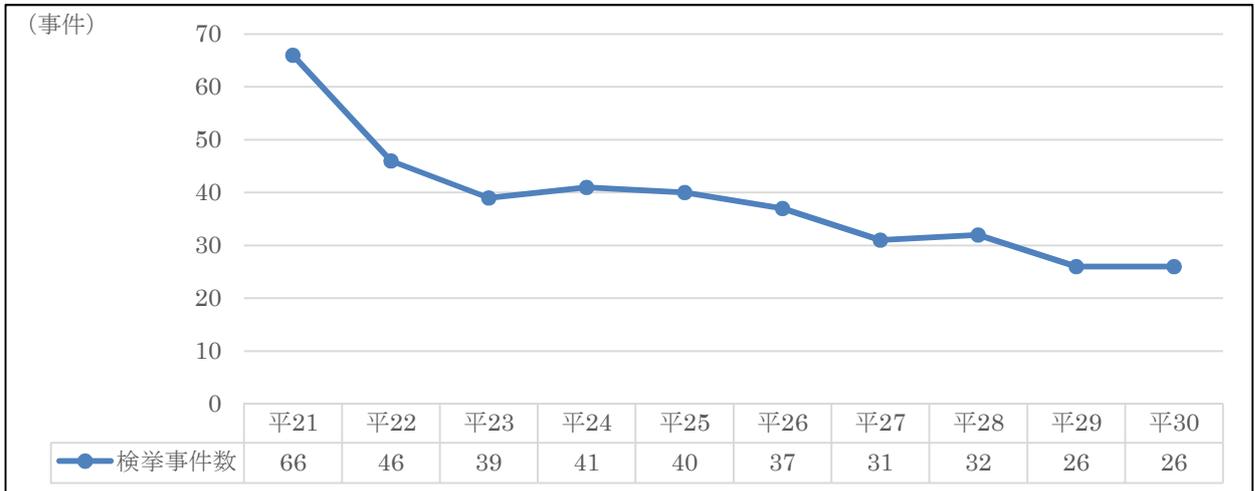
30 年 6 月までに、6 人を医薬品医療機器等法違反（模造医薬品の販売目的貯蔵）等で検挙した（愛知）。

3 食の安全に係る事犯

(1) 検挙状況

食の安全に係る事犯の検挙事件数は、減少傾向にある。

図表 18 過去 10 年間における食の安全に係る事犯の検挙事件数の推移



(2) 検挙事例

1 食糧品製造販売会社役員らによる食品衛生法違反事件

食糧品製造販売会社役員(62)は、平成 29 年 7 月、保健所長の許可を受けずに食肉製品製造業を営んだ。

30 年 4 月に 1 法人 1 人を食品衛生法違反(無許可営業)で検挙した(福島)。

2 水産物輸入販売会社役員らによるアサリの原産地偽装に係る不正競争防止法違反事件

水産物輸入販売会社役員(42)らは、平成 30 年 5 月頃から 6 月頃までの間、外国産アサリについて、納品書に「熊本産あさり」と商品の原産地について誤認させるような表示をするとともに、取引先 12 社に対し、その表示をしたアサリを譲渡した。

30 年 11 月までに、3 法人 9 人を不正競争防止法違反(誤認惹起行為)で検挙した(熊本)。

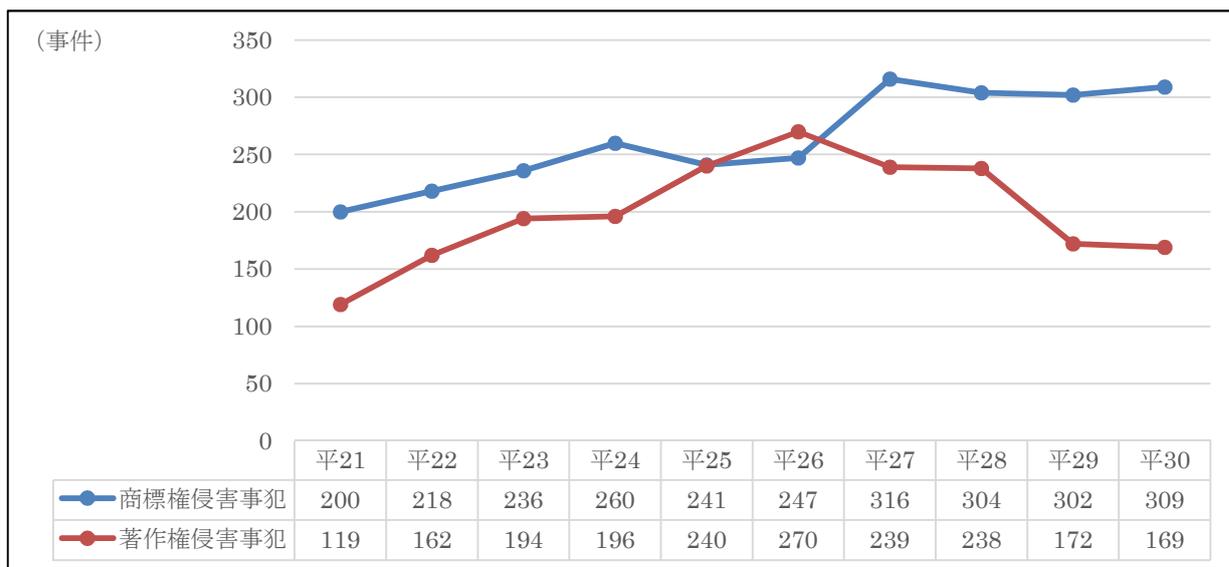
第4 知的財産権侵害事犯

1 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

(1) 検挙状況

商標権侵害事犯の検挙事件数は増加傾向にあったが、ここ数年は横ばいで推移している。著作権侵害事犯の検挙事件数は、平成26年をピークに減少傾向にある。

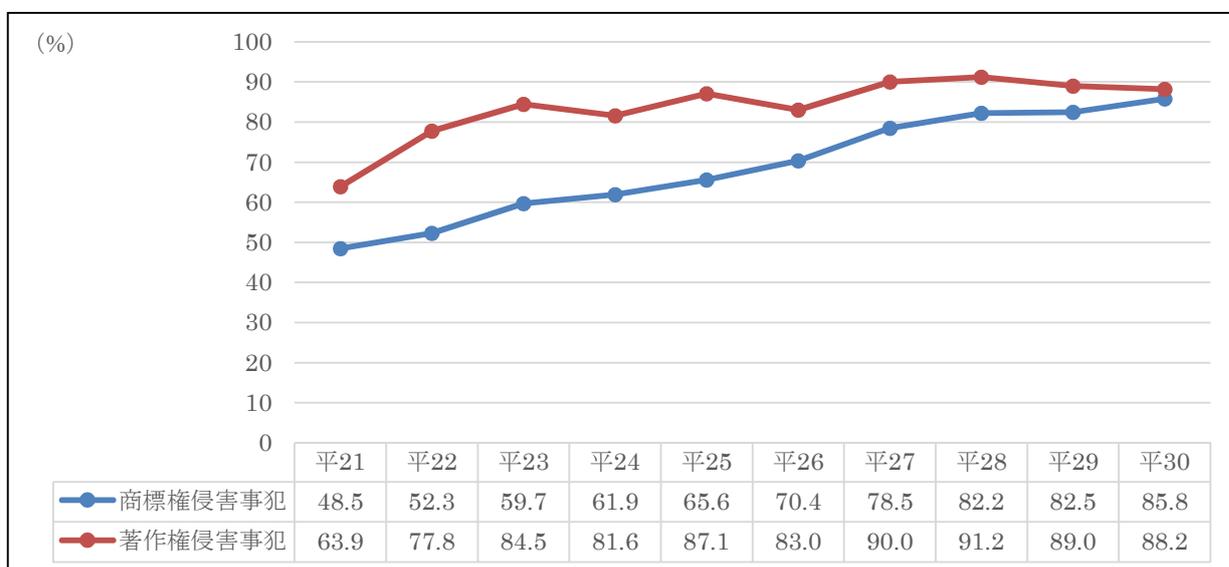
【図表19】 過去10年間における商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) インターネット利用事犯

商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合の推移は、図表20のとおりであり、いずれも高い割合となっている。

【図表20】 過去10年間における商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯の検挙事件に占めるインターネット利用事犯の割合の推移



(3) 検挙事例

1	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会商標使用に係る商標法違反事件
----------	---

会社員(43)は、平成 30 年 5 月、同人方において、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が商標権の設定登録をしている「TOKYO 2020」の文字及びオリンピックシンボル等を組み合わせた商標等に類似する商標を付したメダル等合計 30 個を販売する目的で所持した。

30 年 5 月に、同人を商標法違反(譲渡目的所持)で検挙した(警視庁)。

2	露店販売グループによる偽ブランド品の譲渡目的所持に係る商標法違反事件
----------	---

雑貨類製造販売業者(46)らは、平成 29 年 11 月から 30 年 4 月までの間、会社事務所等において、偽ブランド品のタオル等約 1,300 点をコンサート会場で販売する目的で所持した。

30 年 6 月までに、7 人を商標法違反(譲渡目的所持)で検挙した(兵庫)。

3	飲食店経営者らによるゲーム上映に係る著作権法違反事件
----------	-----------------------------------

飲食店経営者(31)らは、平成 30 年 4 月、同人らが経営するゲームバーにおいて、ゲームソフトをゲーム機器を接続したテレビモニターに映写させ、客に遊戯させる方法により公に上映した。

30 年 7 月までに、1 法人 6 人を著作権法違反(上映権の侵害)で検挙した(京都、兵庫)。

4	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会マスコット使用に係る著作権法違反事件
----------	---

輸入販売商(48)は、平成 30 年 10 月、同人方において、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が著作権を有する東京 2020 オリンピックマスコット「ミライトワ」を複製して作成したピンバッジ 97 個を頒布する目的で所持した。

30 年 10 月に、同人を著作権法違反(頒布目的所持)で検挙した(警視庁)。

5	合同会社代表によるプロ野球中継ライブ配信に係る著作権法違反事件
----------	--

合同会社代表(44)は、平成30年8月、同人方等において、プロ野球中継の映像の情報をインターネットに接続された公衆送信用記録媒体に送信して記録し、自動公衆送信し得る状態にした。

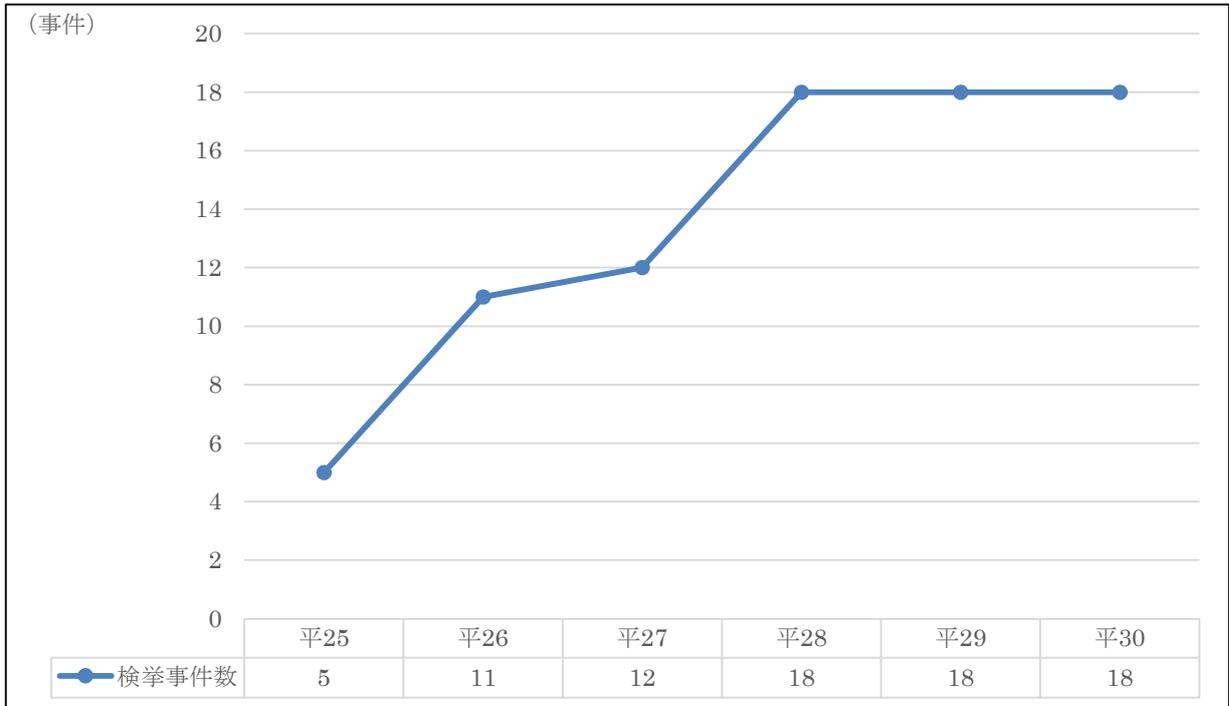
30年10月に、同人を著作権法違反（公衆送信権の侵害）で検挙した（京都）。

2 営業秘密侵害事犯

(1) 検挙状況

営業秘密侵害事犯は18事件を検挙し、平成28年以降同数で推移している。

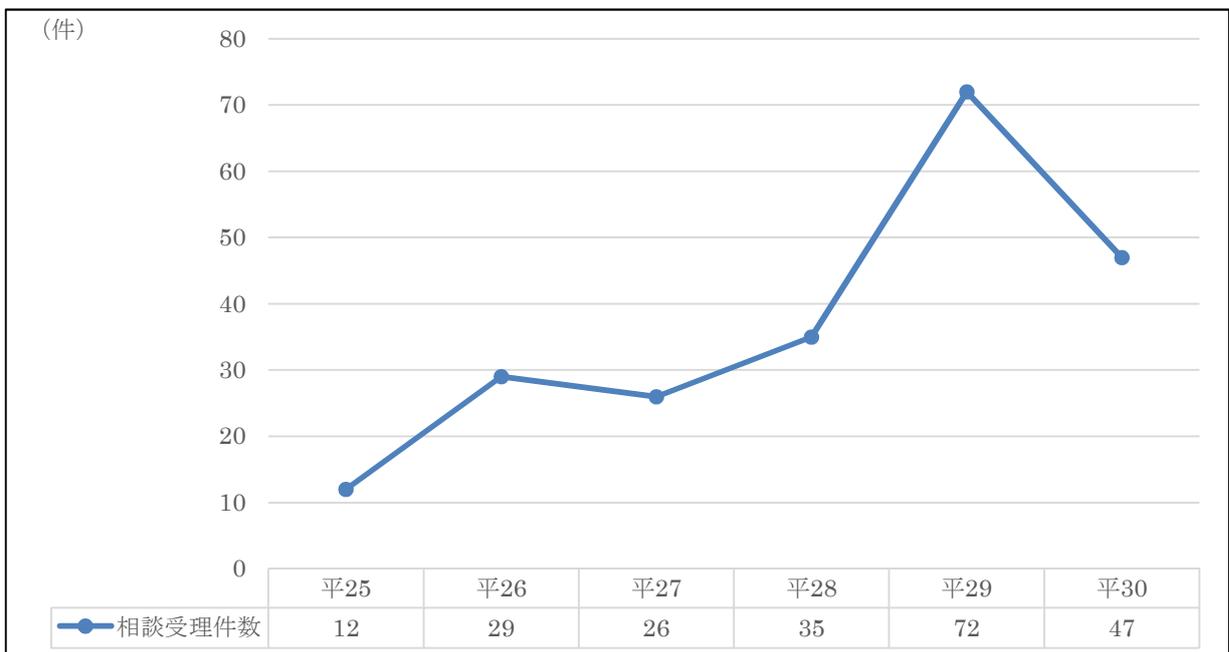
図表 21 営業秘密侵害事犯の検挙事件数の推移



(2) 相談受理状況

営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数は増加傾向にあるが、平成30年は前年比で減少した。

図表 22 営業秘密侵害事犯に関する相談受理件数の推移



(3) 検挙状況

1	工作機械販売等会社元従業員による営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件
----------	--

工作機械販売等会社の元従業員(31)は、不正の利益を得る目的で、在職中の平成29年7月から8月までの間、同社事務所において、同社の営業秘密である顧客管理情報を印刷した上、同年8月頃、同顧客管理情報の印刷物を持ち出し、同社の営業秘密を領得した。

30年1月に、同人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で検挙した(京都)。

2	産業用機械設計製造等会社元従業員らによる営業秘密の領得に係る不正競争防止法違反事件
----------	--

産業用機械設計製造等会社の元従業員(50)らは、不正の利益を得る目的で、在職中の平成29年7月から8月までの間、同社工場等において、同社の営業秘密である産業用機械設計図のデータを私有のハードディスク等に記録させて複製を作成し、同社の営業秘密を領得した。

30年5月に、2人を不正競争防止法違反(営業秘密の領得)で検挙した(静岡)。

3	電気通信機器製造等会社元役員らによる営業秘密の国外使用等に係る不正競争防止法違反事件
----------	---

電気通信機器の製造等会社A社元役員(59)は、不正の利益を得る目的で、在職中の平成28年7月、同社事務室において、同社の営業秘密である設計図面のデータを社有のUSBメモリに記録させて複製を作成し、A社の営業秘密を領得した上、同月、同所において、取引会社であるB社役員(45)に対し、同人が同データを海外において使用する目的があることを知りながら、電子メールに添付して送信し、A社の営業秘密を開示した。また、同B社役員は、同データをもとに、国外の関連会社において機器を製造させた。

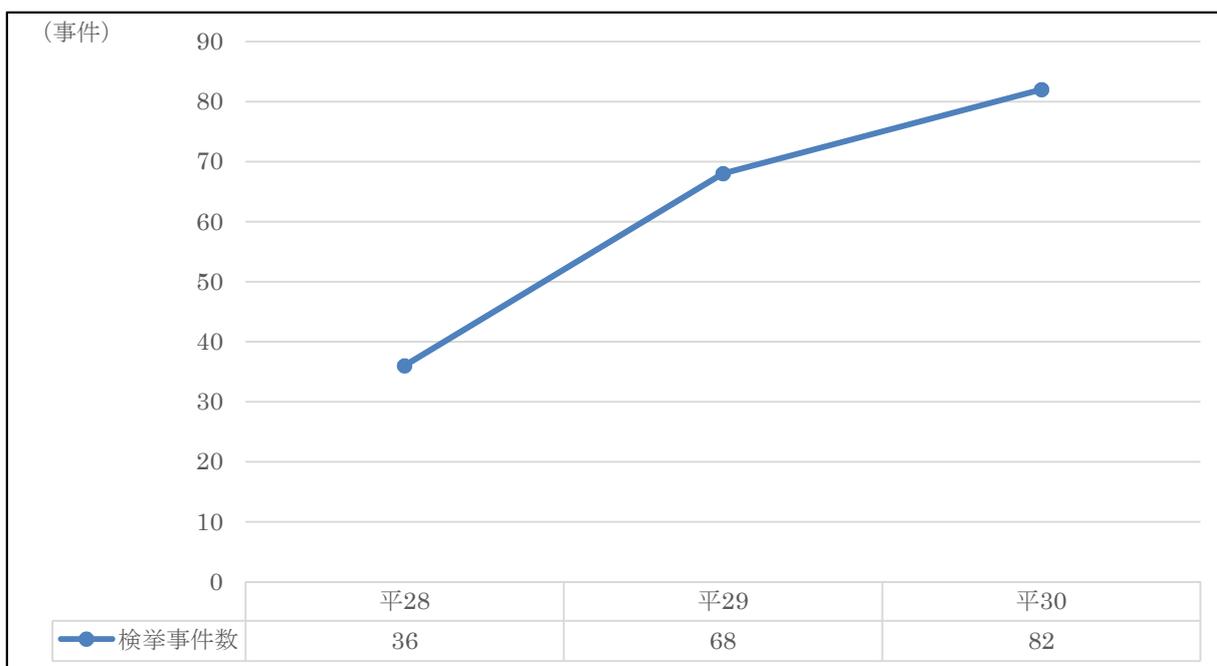
30年12月までに、2人を不正競争防止法違反(営業秘密の国外使用)等で検挙した(神奈川)。

第5 その他の事犯

1 検挙状況

その他の事犯のうち、無人航空機に係る航空法違反は82事件を検挙し、増加傾向にある。

図表 23 無人航空機に係る航空法違反の検挙事件数の推移



2 検挙事例

1 自営業者による祭り会場における航空法違反事件

自営業者(45)は、平成30年8月、国土交通大臣の承認を受けずに、無人航空機を遠隔操作し、多数の者が集合している夜間の祭り会場の上空を飛行させた。

30年10月に、同人を航空法違反（無承認飛行）で検挙した（長崎）。

2 大学生らによる鉄道営業法違反、建造物侵入等事件

大学生(21)らは、平成29年9月から30年6月までの間、アイドルグループのイベントに参加する際に運賃を免れるなどするため、鉄道係員の許諾を受けず、かつ、有効な乗車券を持たずに新幹線に乗車するとともに、あらかじめ受入役によって準備された入場券により、不正に改札外に出場する目的で到着駅のコンコース内に侵入するなどした。

30年6月までに、21名を鉄道営業法違反（不正乗車）、建造物侵入等で検挙した（警視庁）。

第6 犯行助長サービス対策

1 預貯金口座

平成30年中、生活経済事犯に利用された口座の金融機関への情報提供を1万5,924件実施した（情報提供した口座数は1万513件）。

2 携帯電話

(1) 実施状況

平成30年中、生活経済部門が実施した対策は、以下のとおりである。

- 携帯音声通信事業者に対し、2,612件の契約者確認の求めを実施。
そのうち、出資法違反又は貸金業法違反に基づくものは2,556件(97.9%)。
- レンタル携帯電話事業者に対し、1,099件の解約要請を実施。
そのうち、ヤミ金融事犯に基づくものは1,085件(98.7%)。
- 捜査の過程で貸与時の本人確認義務違反等が認められたレンタル携帯電話等について、携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否が行われるよう携帯音声通信事業者へ1,234件の情報提供を実施。

(2) 検挙事例

1	レンタル携帯電話事業者による携帯電話不正利用防止法違反事件
---	--------------------------------------

レンタル携帯電話事業者(46)は、平成25年1月から30年3月までの間、東京都内又はその周辺から発送する方法により、無登録貸金業者に対し、貸与時の本人確認をしないでSIMカードを交付した。

30年6月までに、1法人1人を携帯電話不正利用防止法違反（貸与業者の貸与時の本人確認義務）で検挙するとともに、本人確認が行われないことを知りながら、SIMカードの交付を受けた無登録貸金業者(39)ら3人を同法違反（情を知っての借受）で検挙した。

また、同事業者が管理していた112回線について、契約していた携帯音声通信事業者に対して携帯電話不正利用防止法第11条第5号に基づく役務提供拒否に関する情報提供を実施するとともに、各携帯音声通信事業者に対して当該レンタル携帯電話事業者との新規契約拒否を要請した（福岡）。

第7 統計資料

1 検挙状況等

(1) 利殖勧誘事犯

最近5年間における利殖勧誘事犯の検挙状況の推移

	平26	平27	平28	平29	平30
検挙事件数	40	37	24	43	41
検挙人員	227	116	87	115	123
検挙法人数	9	10	5	7	9
被害人員	22,809	4,401	45,868	4,503	5,695
被害額	475億6,938万円	93億0,726万円	389億2,376万円	216億8,273万円	329億5,508万円

利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成29年及び30年）

類型(関連した事犯)	検挙事件数		検挙人員		検挙法人数		被害人員		被害額	
	平29	平30	平29	平30	平29	平30	平29	平30	平29	平30
未公開株	6	1	14	3	1	0	268	63	9億8,993万円	1億6,436万円
公社債	1	1	1	1	1	0	26	1	1億0,600万円	300万円
集団投資スキーム (ファンド)	22	27	61	73	5	6	2,376	4,179	125億0,270万円	277億6,166万円
デリバティブ取引	5	8	12	34	0	3	594	439	7億0,416万円	16億1,675万円
外国通貨	0	0	0	0	0	0	0	0	0円	0円
上記以外の預り金	7	3	13	3	0	0	874	354	60億9,571万円	23億2,280万円
その他	2	1	14	9	0	0	365	659	12億8,422万円	10億8,650万円
合計	43	41	115	123	7	9	4,503	5,695	216億8,273万円	329億5,508万円

注1 複数の類型にまたがる事犯については、表中で上位にある類型に計上している。

注2 類型別の被害額は1万円未満切捨てとしているため被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なる。

(2) 特定商取引等事犯

最近5年間における特定商取引等事犯の検挙状況の推移

	平26	平27	平28	平29	平30
検挙事件数	173	155	131	164	120
検挙人員	330	250	264	274	227
検挙法人数	30	30	20	32	24
被害人員	40,818	37,375	25,093	18,806	62,734
被害額	36億0,954万円	109億0,988万円	62億8,664万円	65億5,965万円	45億3,868万円

特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成29年及び30年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数		被害人員		被害額	
			うち逮捕									
	平29	平30	平29	平30	平29	平30	平29	平30	平29	平30	平29	平30
物品販売関係	63	52	117	104	47	61	9	12	14,351	9,835	54億7,891万円	19億3,074万円
権利販売関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
役務提供関係	101	68	157	123	73	78	23	12	4,455	52,899	10億8,073万円	26億0,794万円
合計	164	120	274	227	120	139	32	24	18,806	62,734	65億5,965万円	45億3,868万円

注 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとされているためである。

特定商取引等事犯の取引類型別検挙状況（平成30年）

類型	検挙事件数	検挙人員		検挙法人数	被害人員	被害額
		うち逮捕				
訪問販売	104	168	90	19	53,302	20億9,107万円
通信販売	1	4	4	1	300	1億円
電話勧誘販売	3	32	31	2	6,242	17億2,502万円
連鎖販売取引	0	0	0	0	0	0円
特定継続的役務提供	5	8	5	0	906	4億7,611万円
業務提供誘引販売取引	0	0	0	0	0	0円
訪問購入	7	15	9	2	1,984	1億4,647万円
合計	120	227	139	24	62,734	45億3,868万円

注 被害額の合計が類型別の被害額の合計と異なるのは、類型別の被害額は1万円未満切捨てとされているためである。

(3) ヤミ金融事犯

最近5年間におけるヤミ金融事犯の検挙状況の推移

	平26	平27	平28	平29	平30
検挙事件数	422	442	528	743	718
無登録・高金利事犯	151	140	139	135	130
ヤミ金融関連事犯	271	302	389	608	588
検挙人員	558	608	662	881	814
無登録・高金利事犯	258	267	257	236	207
ヤミ金融関連事犯	300	341	405	645	607
検挙法人数	9	6	4	9	3
無登録・高金利事犯	5	4	2	7	2
ヤミ金融関連事犯	4	2	2	2	1
被害人員	16,885	20,946	24,231	13,044	14,469
無登録・高金利事犯	16,654	20,588	23,824	12,793	14,233
ヤミ金融関連事犯	231	358	407	251	236
被害額	97億7,645万円	160億9,086万円	131億9,526万円	91億3,852万円	35億9,160万円
無登録・高金利事犯	97億7,415万円	160億8,387万円	131億7,766万円	91億3,836万円	35億1,972万円
ヤミ金融関連事犯	230万円	699万円	1,760万円	16万円	7,188万円

(4) 環境事犯

最近5年間における環境事犯の検挙状況の推移

	類型	平26	平27	平28	平29	平30
検挙事件数	廃棄物事犯	4,909	4,979	5,075	5,109	5,493
	うち産業廃棄物事犯	839	749	790	744	747
	廃棄物事犯以外の環境事犯	719	762	757	780	815
	合計	5,628	5,741	5,832	5,889	6,308
検挙人員	廃棄物事犯	5,904	5,989	5,999	6,055	6,361
	うち産業廃棄物事犯	1,285	1,161	1,213	1,107	1,087
	廃棄物事犯以外の環境事犯	800	884	860	943	966
	合計	6,704	6,873	6,859	6,998	7,327
検挙法人数	廃棄物事犯	338	369	383	376	329
	うち産業廃棄物事犯	278	284	295	279	248
	廃棄物事犯以外の環境事犯	19	27	21	25	34
	合計	357	396	404	401	363

注 「廃棄物事犯以外の環境事犯」には、森林法違反、建設リサイクル法違反、水質汚濁防止法違反等のほか、鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等の動物・鳥獣関係事犯を計上している。

環境事犯の類型別検挙状況（平成29年及び30年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平29	平30	平29	平30	うち逮捕		平29	平30
廃棄物事犯	5,109	5,493	6,055	6,361	168	194	376	329
うち産業廃棄物事犯	744	747	1,107	1,087	75	125	279	248
水質汚濁事犯	0	2	0	4	0	3	0	1
動物・鳥獣関係事犯	615	667	726	795	19	17	17	28
うち鳥獣保護関係事犯	351	384	452	498	5	8	17	25
うち動物虐待事犯	68	84	76	94	7	4	0	1
その他	165	146	217	167	13	3	8	5
合計	5,889	6,308	6,998	7,327	200	217	401	363

注1 平成29年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（276事件）及び種の保存法違反（75事件）を計上している。また、30年の「鳥獣保護関係事犯」には、鳥獣保護管理法違反（258事件）及び種の保存法違反（126事件）を計上している。

2 平成29年の「その他」には、森林法違反（55事件）、河川法違反（2事件）等を計上している。また、30年の「その他」には、森林法違反（43事件）、河川法違反（8事件）等を計上している。

(5) 保健衛生事犯

最近5年間における保健衛生事犯の検挙状況の推移

	平26	平27	平28	平29	平30
検挙事件数	322	395	394	366	345
検挙人員	412	559	518	474	448
検挙法人数	33	41	39	37	30

保健衛生事犯の類型別検挙状況（平成29年及び30年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平29	平30	平29	平30	うち逮捕		平29	平30
					平29	平30		
薬事関係事犯	66	68	92	123	34	40	26	21
医事関係事犯	55	31	107	51	16	15	2	0
公衆衛生関係事犯	245	246	275	274	17	15	9	9
うち食品衛生関係事犯	21	21	28	32	11	12	3	5
その他	224	225	247	242	6	3	6	4
合計	366	345	474	448	67	70	37	30

注1 「食品衛生関係事犯」は、「食の安全に係る事犯」にも計上している。

2 平成29年の「その他」には、狂犬病予防法違反（192事件）、美容師法違反（19事件）等を計上している。また、30年の「その他」には、狂犬病予防法違反（197事件）、美容師法違反（16事件）等を計上している。

(6) 食の安全に係る事犯

最近5年間における食の安全に係る事犯の検挙状況の推移

		平26	平27	平28	平29	平30
検挙 事件 数	食品衛生関係事犯	20	22	21	21	21
	食品の産地等偽装表示事犯	17	9	11	5	5
	合計	37	31	32	26	26
検挙 人員	食品衛生関係事犯	28	29	42	28	32
	食品の産地等偽装表示事犯	49	32	20	10	19
	合計	77	61	62	38	51
検挙 法人 数	食品衛生関係事犯	3	6	11	3	5
	食品の産地等偽装表示事犯	14	7	6	3	5
	合計	17	13	17	6	10

注1 平成30年の食品衛生関係事犯の内訳は、食品衛生法違反（21事件）であり、これらは保健衛生事犯にも計上している。

2 平成30年の食品の産地等偽装表示事犯の内訳は、不正競争防止法違反（5事件）であり、これらは知的財産権侵害事犯にも計上している。

(7) 知的財産権侵害事犯

ア 知的財産権侵害事犯全体

最近5年間における知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移

	平26	平27	平28	平29	平30
検挙事件数	574	606	594	515	514
検挙人員	838	868	730	658	626
検挙法人数	58	56	41	45	28

知的財産権侵害事犯の検挙状況(平成29年及び30年)

	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平29	平30	平29	平30	うち逮捕		平29	平30
商標権侵害事犯(偽ブランド事犯等)	302	309	375	364	148	134	21	16
うちインターネット利用	249	265	282	273	100	82	10	8
うちインターネット・オークション利用	137	157	150	156	55	53	1	0
著作権侵害事犯(海賊版事犯等)	172	169	207	205	56	53	16	7
うちインターネット利用	153	149	165	154	41	32	11	3
うちインターネット・オークション利用	40	36	42	39	17	18	1	1
その他	41	36	76	57	30	32	8	5
うちインターネット利用	14	14	18	19	8	13	1	0
うちインターネット・オークション利用	8	4	9	2	5	1	0	0
合計	515	514	658	626	234	219	45	28
うちインターネット利用	416	428	465	446	149	127	22	11
うちインターネット・オークション利用	185	197	201	197	77	72	2	1

- 注1 平成29年の「その他」には、不正競争防止法違反(37事件)、食品表示法違反(1事件)、意匠法違反(2事件)、関税法違反(1事件)を計上している。そのうち、不正競争防止法違反(4事件)、食品表示法違反(1事件)は、「食の安全に係る事犯」にも計上している。また、平成30年の「その他」には、不正競争防止法違反(35事件)、関税法違反(1事件)を計上している。そのうち、不正競争防止法違反(5事件)は、食の安全に係る事犯にも計上している。
- 2 平成29年の不正競争防止法違反(37事件)には、「営業秘密侵害事犯」(18事件)を含む。また、平成30年の不正競争防止法違反(35事件)には、「営業秘密侵害事犯」(18事件)を含む。
- 3 平成29年の「著作権侵害事犯」のうち、1事件は著作権法違反、商標法違反及び関税法違反であり、商標法違反の1人は「商標権侵害事犯」の検挙人員に、また、関税法違反の1人は「その他」の検挙人員に計上している。また、平成30年の関税法違反の1人は「その他」の検挙人員に計上している。

イ 商標権侵害事犯及び著作権侵害事犯

最近5年間における商標権侵害事犯の押収品の仕出国・地域（単位：点）

		平26	平27	平28	平29	平30
押収量		118,464	84,411	385,273	58,469	129,248
国内製造		3,469	4,788	5,785	1,268	5,880
国外	韓国	26,461	12,098	312,278	2,937	8,788
	中国	57,221	58,667	60,087	26,926	48,812
	香港	472	0	0	236	3
	台湾	1	0	0	0	86
	タイ	215	83	1,592	3,648	34
	フィリピン	4	14	5	0	840
	その他	22	87	239	1,386	1,356
不明		30,599	8,674	5,287	22,068	63,449

最近5年間における著作権侵害事犯の押収品数（単位：点）

		平26	平27	平28	平29	平30
押収総点数		311,470	91,077	46,443	207,293	601,591
被疑者が国内で複製した点数		209,529	76,080	15,277	204,001	323,204

ウ 営業秘密侵害事犯

最近5年間における営業秘密侵害事犯の検挙状況の推移

		平26	平27	平28	平29	平30
検挙事件数		11	12	18	18	18
検挙人員		13	31	25	25	23
検挙法人数		0	4	4	0	0

(8) その他の事犯

最近5年間におけるその他の事犯の検挙状況の推移

		平26	平27	平28	平29	平30
不動産事犯	検挙事件数	40	47	35	40	25
	検挙人員	72	64	69	70	42
税法事犯	検挙事件数	6	27	32	38	23
	検挙人員	14	36	81	80	144
密漁事犯	検挙事件数	294	334	310	274	277
	検挙人員	425	438	406	360	450
通信関係事犯	検挙事件数	385	406	336	316	281
	検挙人員	395	413	353	318	282
その他	検挙事件数	875	774	636	688	629
	検挙人員	1,028	905	772	794	757
うち鉄道営業法違反	検挙事件数	395	320	203	281	234
	検挙人員	421	344	217	287	243
うち屋外広告物条例違反	検挙事件数	236	181	132	109	86
	検挙人員	268	207	161	131	107
うち航空法違反	検挙事件数	2	1	39	72	83
	検挙人員	2	1	41	82	85
合計	検挙事件数	1,600	1,588	1,349	1,356	1,235
	検挙人員	1,934	1,856	1,681	1,622	1,675

その他の事犯の類型別検挙状況（平成29年及び30年）

類型	検挙事件数		検挙人員				検挙法人数	
	平29	平30	平29	平30	うち逮捕		平29	平30
					平29	平30		
不動産事犯	40	25	70	42	32	13	21	17
税法事犯	38	23	80	144	65	92	1	20
密漁事犯	274	277	360	450	35	86	0	1
通信関係事犯	316	281	318	282	0	1	5	4
その他	688	629	794	757	87	120	30	55
うち鉄道営業法違反	281	234	287	243	6	6	0	0
うち屋外広告物条例違反	109	86	131	107	0	1	20	37
うち航空法違反	72	83	82	85	1	0	2	2
合計	1,356	1,235	1,622	1,675	219	312	57	97

注1 平成29年の「不動産事犯」には、建設業法違反（17事件）、宅地建物取引業法違反（12事件）等を計上している。また、30年の「不動産事犯」には、建設業法違反（6事件）、宅地建物取引業法違反（8事件）等を計上している。

2 平成29年の「税法事犯」には、関税法違反（36事件）、地方税法違反（2事件）を計上している。また、30年の「税法事犯」には、関税法違反（19事件）、地方税法違反（2事件）等を計上している。

3 平成29年の「密漁事犯」には、漁業法違反（133事件）、漁業調整規則違反（130事件）等を計上している。また、30年の「密漁事犯」には、漁業法違反（152事件）、漁業調整規則違反（105事件）等を計上している。

4 平成29年の「通信関係事犯」には、電波法違反（313事件）、電気通信事業法違反（2事件）等を計上している。また、30年の「通信関係事犯」には、電波法違反（277事件）、電気通信事業法違反（4事件）等を計上している。

(9) 犯行助長サービス対策

ア 預貯金口座

金融機関への情報提供件数及び口座数

情報提供した時期	平26		平27		平28		平29		平30	
件数・口座数	件数	口座数								
利殖勧誘事犯	950	910	489	474	162	159	165	164	135	134
ヤミ金融事犯	34,705	16,827	28,445	15,863	23,661	14,785	18,979	12,364	15,289	9,892
その他の事犯	1,460	1,434	998	987	848	826	536	524	500	487
合計	37,115	19,171	29,932	17,324	24,671	15,770	19,680	13,052	15,924	10,513

注 「その他の事犯」には、特定商取引等事犯、知的財産権侵害事犯、保健衛生事犯等に利用された口座が含まれる。

イ 携帯電話

契約者確認の求めを行った件数

	平26	平27	平28	平29	平30
契約者確認の求めを行った件数	10,231	9,268	7,186	3,394	2,612
うち貸金業法違反又は 出資法違反に基づくもの	7,245	8,425	6,932	3,308	2,556

注 貸金業法違反、出資法違反、詐欺、携帯電話不正利用防止法違反等に基づくものを計上している。

レンタル携帯電話の解約要請件数

	平26	平27	平28	平29	平30
解約要請件数	4,025	3,745	3,030	1,753	1,099
うちヤミ金融事犯に基づくもの	3,973	3,735	3,010	1,744	1,085

レンタル携帯電話等の役務提供拒否に関する情報提供件数

	平27	平28	平29	平30
情報提供件数	2,640	2,373	2,450	1,234

2 相談及び着手の状況の調査結果

(1) 相談の状況

ア 利殖勧誘事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は35.0%）

	男性	女性	合計
20歳未満	13	4	17
20歳代	138	69	207
30歳代	96	38	134
40歳代	86	74	160
50歳代	100	77	177
60歳以上65歳未満	34	33	67
65歳以上70歳未満	42	44	86
70歳代	96	161	257
80歳代	52	58	110
90歳以上	8	5	13
不明	58	44	102
合計	723	607	1,330

	男性	女性	合計
高齢者（65歳以上）	198	268	466

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	79
3日以上1週間未満	39
1週間以上1ヶ月未満	107
1ヶ月以上3ヶ月未満	87
3ヶ月以上6ヶ月未満	67
6ヶ月以上	423
不明	170
金銭の支払いなし	358

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	330	58.6
自力で解決しようと考えていた	123	21.8
警察へ相談するのを躊躇していた	9	1.6
どこに相談したらよいのかわからなかった	8	1.4
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	49	8.7
その他	44	7.8

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合 (%)
相手方の対応が変化したため	344	60.7
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	36	6.3
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	1	0.2
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	46	8.1
家族、知人等周囲からの助言を受けて	65	11.5
金融機関窓口での助言を受けて	11	1.9
その他	64	11.3

イ 特定商取引等事犯

年齢別・男女別相談件数（相談当事者のうち高齢者の占める割合は50.2%）

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
20歳未満	5	3	9	11	4	2	2	1	1	0	1	1	0	0	22	18	40
20歳代	59	46	26	27	17	21	42	28	2	4	2	7	8	10	156	143	299
30歳代	97	52	59	61	42	20	11	6	5	3	1	1	14	20	229	163	392
40歳代	124	114	87	86	64	54	9	13	6	5	2	2	20	61	312	335	647
50歳代	150	152	62	61	93	100	12	21	6	1	2	4	30	96	355	435	790
60歳以上65歳未満	96	77	25	23	46	54	4	9	2	1	0	5	35	60	208	229	437
65歳以上70歳未満	78	109	20	27	60	65	2	3	3	3	0	2	32	72	195	281	476
70歳代	164	306	38	86	140	186	9	11	4	3	0	6	54	210	409	808	1,217
80歳代	173	426	42	74	98	268	6	8	4	3	3	3	59	253	385	1,035	1,420
90歳以上	18	51	1	5	12	22	1	1	0	1	0	0	15	30	47	110	157
不明	145	146	34	54	54	57	20	4	2	3	4	4	33	76	292	344	636
合計	1,109	1,482	403	515	630	849	118	105	35	27	15	35	300	888	2,610	3,901	6,511

	訪問販売		通信販売		電話勧誘販売		連鎖販売取引		特定継続的 役務提供		業務提供誘 引販売取引		訪問購入		特定商取引等事犯合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者（65歳以上）	433	892	101	192	310	541	18	23	11	10	3	11	160	565	1,036	2,234	3,270

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	750
3日以上1週間未満	259
1週間以上1ヶ月未満	385
1ヶ月以上3ヶ月未満	167
3ヶ月以上6ヶ月未満	81
6ヶ月以上	216
不明	373
金銭の支払いなし	4,280

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	228	46.3
自力で解決しようと考えていた	103	20.9
警察へ相談するのを躊躇していた	26	5.3
どこに相談したらよいかわからなかった	18	3.7
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	48	9.8
その他	69	14.0

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	145	30.7
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	67	14.2
悪質商法等に関する行政機関の広報(パンフレット・ポスター)を見て	4	0.8
他機関から警察への相談を勧められ(他機関からの引継ぎを含む。)	52	11
家族、知人等周囲からの助言を受けて	104	22
金融機関窓口での助言を受けて	6	1.3
その他	94	19.9

ウ ヤミ金融事犯

年齢別・男女別相談件数(相談当事者のうち高齢者の占める割合は12.3%)

	090金融		090金融以外		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
20歳未満	34	14	16	12	50	26	76
20歳代	514	263	201	89	715	352	1,067
30歳代	654	302	188	79	842	381	1,223
40歳代	805	505	256	156	1,061	661	1,722
50歳代	761	434	236	143	997	577	1,574
60歳以上65歳未満	308	138	118	41	426	179	605
65歳以上70歳未満	193	107	88	44	281	151	432
70歳代	167	141	66	46	233	187	420
80歳代	33	30	18	20	51	50	101
90歳以上	0	0	2	0	2	0	2
不明	289	103	109	49	398	152	550
合計	3,758	2,037	1,298	679	5,056	2,716	7,772

	090金融		090金融以外		合計		
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	計
高齢者(65歳以上)	393	278	174	110	567	388	955

最初に金銭を支払った日から警察に相談に行くまでの期間

期間	相談件数
3日未満	699
3日以上1週間未満	395
1週間以上1ヶ月未満	994
1ヶ月以上3ヶ月未満	640
3ヶ月以上6ヶ月未満	333
6ヶ月以上	924
不明	1,542
金銭の支払いなし	2,245

警察に相談に行くまでに1か月以上要した理由

理由	相談件数	割合(%)
当事者自身が被害に気付くのに1ヶ月以上かかった	73	3.9
自力で解決しようと考えていた	1,203	63.5
警察へ相談するのを躊躇していた	136	7.2
どこに相談したらよいのかわからなかった	50	2.6
先に他機関に相談しており、警察に相談するまで時間を要した	201	10.6
その他	232	12.2

1か月以上経過してから相談に行った経緯

経緯	相談件数	割合(%)
相手方の対応が変化したため	1,067	55.7
悪質商法等に関する報道・テレビ番組等を見て	5	0.3
悪質商法等に関する行政機関の広報（パンフレット・ポスター）を見て	6	0.3
他機関から警察への相談を勧められ（他機関からの引継ぎを含む。）	234	12.2
家族、知人等周囲からの助言を受けて	180	9.4
金融機関窓口での助言を受けて	45	2.3
その他	380	19.8

(2) 早期着手の状況

ア 利殖勧誘事犯

認知から 90 日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90 日以内着手事件数	割合 (%)
利殖勧誘事犯	41	4	9.8

イ 特定商取引等事犯

認知から 30 日以内に着手した事件数

	検挙事件数	30 日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	120	19	15.8

認知から 31 日以降 90 日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90 日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	120	36	30.0

認知から 90 日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90 日以内着手事件数	割合 (%)
特定商取引等事犯	120	55	45.8

ウ 無登録・高金利事犯

認知から 90 日以内に着手した事件数

	検挙事件数	90 日以内着手事件数	割合 (%)
無登録・高金利事犯	130	67	51.5